附則第二条第三項中「第三十八条の二」を「第三十八条の二の二」に改める。

11　無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

12　無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

13　無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

○総務省令第十号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線機器型式検定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線機器型式検定規則の一部を改正する省令（平成十一年郵政省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月一日

総務大臣　片山　善博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同項第十一号の二の二の次に次の一号を加える。

十一の二の三　設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の六の三の次に次の二号を加える。

十一の六の四　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の五　設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

第二条第一項第十一号の十の三の次に次の二号を加える。

十一の十の四　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十の五　設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

第二条第一項第十一号の二十の次に次の二号を加える。

十一の二十の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第五十二号の次に次の二号を加える。

五十二の二　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二の三　設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

第二条第一項第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第三条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二の二第三項」に改める。

第四条第一項中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二の二第一項」に改める。

第六条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「登録証明機関による」を削り、「技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第六条第七項を次のように改める。

7　法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

9　技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第十六条第二項中「第三十八条の六第三項」を「第三十八条の六第四項」に改める。

第十七条の見出し中「のため」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく」を「法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　認証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

第十七条第七項を次のように改める。

7　法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。